

## 不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第11項	有料老人ホーム設置者に対する改善命令	介護保険課

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第11項に基づき、有料老人ホームの設置者に対して、改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。